

広報あかいけ 7

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 ☎(代表) 28-2004

★町の人口★ 人口10,132(+9) 男4,807(+5) 女5,325(+4) 世帯合計3,381(+12) 61年4月末日現在(内は前月との比較です)



健康な体は丈夫な歯から 正しくみがいらいますか 大切な歯

6月8日、同和対策中央研修所で、赤池町子ども会育成連絡協議会(大穂稔会長)主催の『健康づくり歯みがき大会』が行われました。

この大会は、6月の歯の衛生週間にちなみ、幼少年期に正しい歯の知識と予防を徹底し、健康づくりの意識を高めることを目的に、毎年行われているもので、今年で16年目になります。

約200人が参加して、後援をいただいた田川歯科医師

会の先生のお話しや歯科衛生士会のみなさんの劇で歯の大切さを勉強したり、はみがき体操で正しい歯のみがき方を練習しました。

健康な歯の持ち主も10人選ばれ、表彰を受けました。

(敬称略)

- 大久保 要(上野小1年) ○千手 悠(市場小2年)
- 内田 晋平(市場小3年) ○石山 直美(市場小4年)
- 浦田 恵美(市場小5年) ○千手美由希(市場小5年)
- 清原 優子(市場小6年) ○村上 真美(市場小6年)
- 長谷川そのか(市場小6年) ○上田 勝広(赤池中1年)

7月は 固定資産税2期分 の納税月です。

(として保存してください)

町長選挙 議員補欠選挙

(選挙すべき数=2人)

7月15日告示

投 町内

7月20日執行 赤池町長選挙
および赤池町議会議員補欠選挙

立候補予定者説明会

◎日時/昭和61年7月9日(水)AM10:00

◎場所/赤池町役場二階委員会室

※筆記用具、印かん、テキスト代(地方選挙早わかり)
1,200円をご持参ください。

⑥不在者投票は

投票日当日に出張や出産の予定など、やむを得ない理由で投票できない人のために設けられた特別の制度です。

- 告示日(7月15日)から投票日の前日(7月19日)までの5日間です。
- 毎日午前8時30分から午後5時まで。
- 赤池町選挙管理委員会(役場内)で行います。
- 印かんと入場券(届いている場合)を持参してください。

⑦開票(選挙会)は

- 7月20日(日)午後7時30分から赤池町民会館(大ホール)で行います。

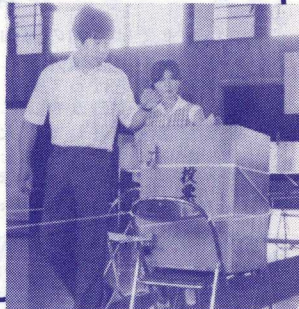


③選挙運動の期間は

- 立候補の届け出終了(受理)後から投票日の前日までです。(7月15日から7月19日まで)
- 午前8時から午後8時までです。(街頭演説など)
- 選挙事務所数は、候補者1人について1カ所。(移動は1日につき1回のみ)
- ※投票日当日でも投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限り設置できます。

④投票できる人は

- 年齢要件……昭和41年7月21日以前に生まれた人。
- 住所要件……昭和61年4月14日までに赤池町に転入届出がなされた人で投票日現在まで引き続き赤池町に住所を有し、選挙人名簿に登録されている人です。



⑤投票場所・時間は

- 第1投票所 赤池町役場(旧第2公民館)
 - 第2投票所 上野小学校体育館
 - 第3投票所 中尾生活館
- 午前7時から午後6時までです。
※投票場所は配布された入場券でご確認ください。

票日は7月20日(日)

3カ所で7時から18時まで

①立候補できる人は

- 日本国民で、年齢満25歳以上の人。
- 禁治産者でないこと。
- 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者でないこと。
- 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 選挙犯罪によって被選挙権を停止されている者でないこと。
- 町長立候補者は、赤池町の住民でなくてもよいが、町議会議員立候補者は、赤池町の区域内に3ヵ月以上住所を有することが必要。

②立候補の届出は

- 受け付けは選挙の期日が告示された当日、1日のみです。(7月15日(火))
- 届け出時間は午前8時30分から午後5時まで。
- 受け付け場所は赤池町役場2階委員会室。
- 立候補の届け出を郵便によってすることは禁止されていますので、届出者本人か、あるいは代りの人によって直接選挙長に届出書を提出してください。
- 必ず印かんをご持参ください。(届出書に押印した印かん)
- 立候補の届け出をすることのできる人は、①候補者になろうとする人、②候補者を推せんしようとする人です。
※正規の届け出をする前に町選管で予備審査を受け付けています。
- 町議会の場合、供託証明書は必要ありません。

町長辞任に伴う町長選挙と町議会議員補欠選挙は、七月十五日に告示され、七月二十日(日)に投票が行われます。町議会議員の補欠選挙は、欠員によるもので、選挙すべき議員の数は二人です。

今回の選挙は、私たちにとって一番身近で大切な選挙です。町政への参加は投票から始まります。一人ひとりが主権者としての自覚を持ち、町の代表にふさわしい立派な人を選ぶため、貴重な一票を大切に、悔いのない投票をしましょう。

あなたの小さな一票が
赤池の未来を大きく変えます
義理・人情に捕らわれず
よく見、よく聞き、よく考えて

投票には

入場券を

投票所へは、町選挙管理委員会から送られる入場券を必ずお持ちください。

入場券を紛失された場合は原則として再発行できませんが、入場券がなくても投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。なお、入場券が送られてこなかったり、入場券の住所や氏名などが違っている場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。

候補者名は
ハッキリと

投票用紙に候補者名のハッキリと書かれていない投票は無効となる場合がありますので、投票所に掲示されている候補者名をよく見て、候補者氏名欄にハッキリ書きましょう。



投票のし方 の特例

選挙は、投票によって行うと定

められています。一般の投票は、みなさんご存知のとおりですが、身体や目の自由な方にも政治に参加していただくため、次のような制度があります。

代理投票

病气やケガなどで、自ら候補者の氏名を書くことができない場合、各投票所の投票管理者に申し出ると、二人の補助者が付き、一人が立ち合つて、もう一人が本人のいうとおりに書くという代理投票ができます。この場合は、内容について当然秘密が守られます。

点字投票

目の不自由な方は、その旨投票管理者に申し出ると、点字器を使って点字で投票することができます。

郵便による 不在者投票

身体に重度の障害のある方(身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の等級により決められています)は、自分の住んでいる所で投票できる、郵便による不在者投票制度を利用することができます。

この場合、あらかじめ証明書の交付を受けていなければなりません。

進む総合開発地の二大工事

勤労者体育センター 第二赤池ニュータウン 汚水処理施設

町民会館横の赤池町総合開発地内に二大工事が進行中です。

一つは、町民プール横の「赤池勤労者体育センター」です。

これは、町が雇用促進事業団にお願いして、町民のスポーツ人口の増加に対処し、特に中小企業に働く労働者のみなさんの福祉の増進と雇用の促進、職業の安定のために建設している体育館です。

鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）造り、体育室の広さは六百二十坪、バレーコートで一面、バドミントンコートだったら三面取れる広さです。

総事業費は、九千二百万円。う



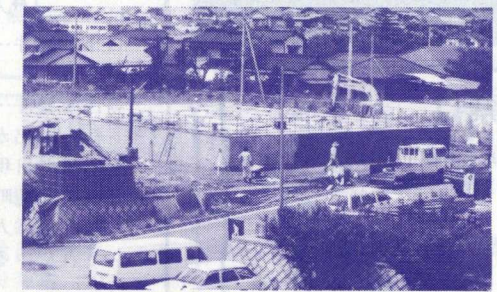
完成間近の勤労者体育センター

ち、町の予算は二百万円で、ほとんどが事業団の予算になります。

今年八月にはオープン予定で、完成後は、赤池町が管理を委託され、健康、体力づくりの場として、また、コミュニティ活動の拠点として大いに利用していただくことになりす。

もう一方は、町民会館横に建設中の「第二赤池ニュータウン汚水処理施設」です。

これは、ニュータウンの分譲宅地の拡張に伴い、生活排水の河川への悪影響をおさえ、下田川衛生組合のし尿処理を緩和し、文化的生活ゾーンづくりのため、一部地域改善対策事業の適応を受け、国の補助事業で二億一千三百万円の



2カ年継続事業で行われている第2赤池ニュータウン汚水処理施設

待ち合い室

毎日できる 胃透視

赤池町立病院の今年一月から四月までの胃透視の結果をお知らせします。

表①
検診者数 119人
異常あり 61人
異常なし 58人

表①のとおり検診者は一人九人で「異常あり」の人は六一人、約半の人に異常が認められています。

表②
胃がん 4人
胃がいよう 29人
胃炎 28人

この内訳は表②のようになっていきます。これからわかるように、検診者の二人に一人は異常があります。

「異常あり」と認められた人は、胃カメラや一カ月後に再検診を行い、万全を期しています。「ガン」については、「進行性ガン」が多く、もつと早く検診を受けていたら何とかなったのではないかと思われます。

なお、当病院では、体の不自由な人には、婦長がやさしく説明して、透視室に入つて手助けをしています。どんな人でも

安く受けることができます。透視の時間は午前八時半から九時半まで、一人十分ぐらいで終わります。急がれる人は、透視だけされて、結果は後で聞かれても結構です。

町立病院の胃の検診は、優秀な若手医師により行われております。透視担当医は、北先生、詫摩先生、広瀬先生です。この三先生の意欲と情熱、根性どやる気と仕事好きによって、毎日検診できる体制が整いました。

これにより他の病院に比べても、スタッフは劣ることはなくなりました。

当病院では、胃の検査の記録をきちんと報告書にまとめて保管していますので、二回目を受けられるときは、前ほどが悪かったかをすぐに調べることができます。

最後になりましたが、赤池町立病院の胃の検診日は、月曜日から土曜日までの毎日です。電話による予約も受けていますので、お気軽にご利用ください。

七月から新しい透視のX線テレビが入りますので、もつと大きな成果があげられると思えます。

赤池町立病院放射線技師
阿部 秀一

暑中見舞ハガキ発売中

6月16日から3種類（トンボ・あまちゃ・むぎづく）が発売されています。

今年から「くじ付き」となり好評を得ています。お世話になつた方や親しい方々に涼しい夏のお届けください。

○抽せん日＝9月15日

▶賞品＝21型多機能カラーテレビ・ステンレスポット・文の日小型切手シート

速達配達地域の拡大

いままでは町内の皿山・天郷地域は速達配達区域外として速達郵便物の配達を行っていませんでしたが、6月1日から、この地域も速達配達区域として拡大されました。より多くのご利用をお願いします。

赤池郵便局

障害基礎年金を受給中のみなさんへ

四月から国民年金が改正され、障害福祉年金は障害基礎年金に変わりました。

基礎年金となったことにより、①年金額の大幅引き上げ、②障害基礎年金に「子の加算額」新設、③支払いは年四回、など大きく改

善されました。

また、引き継ぎ年金を受けられるかどうかの確認は、年一回、本人や家族の所得、家族の状況などを調査することになっています。

昨年までは、八月に福祉年金証書を出して確認を受けていた

たが、今年からは、七月中に障害基礎年金証書または遺族基礎年金証書を役場に提示し、「年金受給状況申立書」に必要事項を記入のうえ確認を受けてください。

印かんをご持参のうえ、七月一日から七月三十一日までに手続きしてください。

なお、老齢福祉年金を受けている方は、これまでどおり八月末日



監査委員に久原氏 人権擁護委員は大池氏 助役・教育長が辞意を表明

就業機会開発事業や職業生活指導員の設置費、引当給付金などの経費、約額三千九百九十万円が追加補正されました。

を改正する条例の制定
国の支給基準改正に準じて、約十七%引き上げられました。

専決処分の承認について
昭和六十一年度老人保健特別会計補正予算を専決処分したため、議会の承認を得ました。

内容は、国・県の補助金が翌年度に確定したため、四百二十六万円を繰り上げたものです。

昭和六十一年度赤池町一般会計暫定補正予算
衆議院解散に伴う総選挙、町長・町議会補欠選挙の経費四百五十万円。一般失業対策事業の退職制度として新しく設置された高齢者

赤池町税条例の一部を改正する条例の制度について
金融機関の休日の追加に伴い、町税の納期限変更のため、条例の一部改正されました。

赤池町集会所施設設置および管理条例の一部を改正する条例
六十年度に赤池ニュータウン、大浦団地、伏原、岩屋同和対策集会所を新設したため管理条例に追加されました。

赤池町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部

【略歴】大正一四年七月二日生れ六〇歳、昭和二十三年から五九年まで中学校教諭、退職後町特別職報酬審議会々長、行政改革審議員、



久原 弘さん (大和1)



大池 保房さん (本町3)

岡田宗治氏が任期満了となるため、新しく大池保房氏が推せんされました。任期は三年間です。

【略歴】大正一四年四月一三日生れ、六一歳、昭和二十三年より中学校教諭、昭和六〇年赤池中学校長を定年により退官、現在に至る。

昭和六十年度繰越計算書
六十年度中に完了できなかった道路三線、ため池災害復旧工事一カ所の工事について、六十一年度予算を繰り越して実施するため規定によりその金額が議会で報告されました。

豆飯や團圞(だんご)実る畑
夏は来ぬ
老人ホーム天郷荘 柿原 香草
陶土(たか)の音や夏に入る
喜寿かき女の嘆き夏に入る
れんげ田に寝て天を見し青年期
髪刈つて命みぢかき夏に峙す
麦秋や根植えの菊の葉の緑
夏の蝶もつれもつれて湖よぎる
梅雨寒や湯呑の温み握りペむ

田川地区シルバー人材センター設置に関する請願採択
緊就・開就・特開事業の存続改善活用についての請願採択
同和行政に関する請願採択

町長・助役・教育長が退職

池永輝昭町長が、六月十九日付で退職しました。

日野喜美男助役は六月二十日付で、池田利文教育長は六月十七日付でそれぞれ退職しました。

これに伴い、町長の職務代理については、六月二十一日から七月二十日まで木村邦治総務課長が、教育長の職務代理については、太田伝教育委員会課長が務めることになりました。

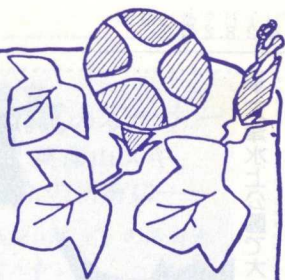
生活のなかから差別を考える

作家 小林初枝
埼玉県立児玉高校司書

私の好きな言葉をひとつあげろといわれれば、私は戸惑わず、「もともと地上に道はない。大勢の人の歩いた跡が道になるのだ」という、中国の作家魯迅の作品のなかにある表現です。

残念ながら、日本人の歩いた跡は、人間の手で人間を差別するという道を作ってしまった。この先輩たちの作った道を改善するのは、現代に生きる私たちの手によります。

赤池町へお招きいただきました機会に、私の生活の場から、タテマエとホンネの生活の矛盾をお話し申し上げ、みなさまとともに、人々が生まれや育ちを問わないで、人間の自由と平等の關係の確立をめざした道造りのためのあり方を考えてみたいと思います。



◎同和問題啓発講演会

演題・生活の中から差別を考える
講師・作家……小林初枝先生
とき・7月26日(土曜日)
午後1時から
会場・赤池町同和对策中央研修所

◎街頭啓発

赤池駅前・午前6時30分から
赤池商事前・午後4時30分から
ダイコー前・午後4時30分から
各保育園前・午後3時から

のなきです。私達自身の心の中で芽ばえた差別なのです。でも世の中には、江戸時代に人の手で作られた差別が今だに残り、たくさんの方が悲しい思いをしていることがあります。それは部落差別なのです。その代表的なものが狭山差別裁判なのです。私達は毎年、石川一雄青年の訴えや私達小学生に伝えたいことを学習してきました。でも、あの村の人やき、貧しかったから、文字が書けなかったから、などと言うことはわかるけど、どうしてもすつきりしないことがありました。しかし六年生になって、江戸幕府が幕府の政策を守るために作った身分制度のことを学習した時「これなんだ」と心の中で叫びました。このことがもて、あんな悲しい思いをしているのだ。一生刑務所の中で暮らさなければならぬようになったのだと、はつきりわかりました。

私はこの時から再び、差別はいけない、部落差別をはじめすべての差別はこの世から追放しなければいけないと強く思うようになりました。部落差別はあつてはならない、ということも知っています。日本国憲法(第十四条)にも、人間を差別してはならない、と決まっています。けれども、わが国の法律には差別したときに罰せられるというきまりはありません。そればかりでなく、部落の人々は、差別を利用して人達によって、犯罪者に仕立てられる場合があるのです。狭山事件がその一つなのです。部落の人々にとっては、たえきれないことです。また、こうしたことがあつては、だれも安心して生活することはできません。部落の人々は、これらの差別的な取り扱いに抗議し、たたかいます。法律は、守らなくてはならないものです。それと同時に、法律をつくる時や、法律にもとづいて裁判をするときは、人間を尊重する精神が大切です。ほんとうの民主主義は、こうして育てられていくのです。しかし、わが国では、憲法にうたわれている民主主義の精神が、まだ十分に、根づいてはいません。すぐれた憲法を持っていても、部落差別は、なおも生きつづけています。以上のことは私が「にんげん、五年生」伝えたいだひとつのこと」の、前がきの中から読みとったことです。

(二)の作文は、満山さんが六年生のときに書いたものです

差別をなくせ

家から町から社会から

同和問題啓発強調月間 7月1日から 31日まで



今日の日本は先進国として、平和を愛し民主主義を實現する国家として、世界各国の注目をあつめています。残念ながら被差別部落に生まれたというだけで、就職や結婚などにおいて不当な人権侵害を受ける、許すことのできない問題として同和問題があります。赤池町では、明るく住みよい町づくりを目指し、行政の中心に同和問題をすえ、あらゆる機会を通じて同和問題の啓発に当たってきました。

7月は県下一斉、同和問題啓発強調月間です。この期間中、部落差別の解消を目指す各種の行事を計画し、部落問題について皆さんで考え、話し合い、一日も早い部落問題の解決を目指しています。皆様のご協力をお願い致します。

『私の思ったこと』

人権作文



赤池中2年 満山 美穂

私は、「差別をする人は、どういう気持ちで差別なんかするのかなあ、差別される人の気持ちを考えているのかなあ。」などと思うことがしばしばあります。私はよく、近所の下級生の人から、からかわれます。これは五年生の三学期のことですが「大阪べん、大阪べん。」とはやしたたら、大変いやな思いをしたことがありました。私の両親は事情があつて別々に暮らすようになり去年の一月、私と弟は母といっしょに母の里である赤池町の市場小学校へ鮪田小学校から転校してきました。鮪田に住んでいたのは四ヶ月位で、その前の四年間は大阪に住んでいましたので「大阪べん」が身に付いていたのです。私は「大阪べん」が別に悪いとは思っていませんでしたが、はやしたたられるたびになんだか悪い言葉を使っているような気がして悲しくてたまりませんでした。また友達と家へ帰っていた時のことですが、近所の男の子に、カバンをけられたことがあります。相手にしないで帰っていると、今度は別の人に石を投げられました。その時、「何が石を投げられたり、カバンをけられたりしなきゃならんと? 私が何か悪いことしたんねえ。私にはお父さんがおらんきやかくやしい!!」などと思いました。またこうも思いました。「私が転校してきたので目に付くのかな? それとも、私自身人からからかわれる何かがあるのではないか。」と、深く考えて見ると、私自身も人を「あしげ」に思っていることがたくさんあるのに気が付きました。反省することがたくさんあるのに気が付きました。

私は近所にわがままな子がいると「あの子はわがままやき好かん」と、はつきり言ったことがあります。また学級で班作りをして「がんばり班」になるように、みんなで努力している時に、忘れ物したり、きまりを守らない班員がいると「あの人がおらんやたらいいのになあ」と心の中で思ったこともしばしばあります。また、お母さんから時々注意されることですが、大人の人がいやな思いをするような言葉使用をすることがあります。

私が人を「あしげ」に思ったことや私がからかわれたことが、差別という言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、これらは私達自身の心の中で生まれた思いや